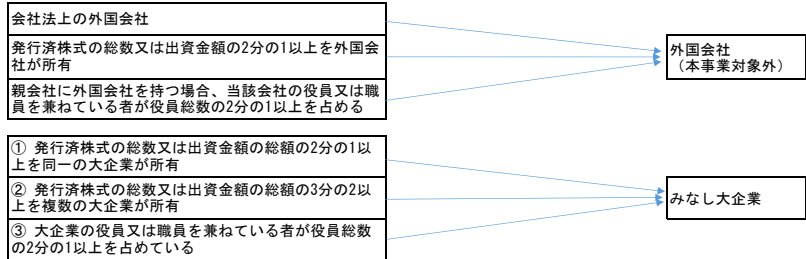


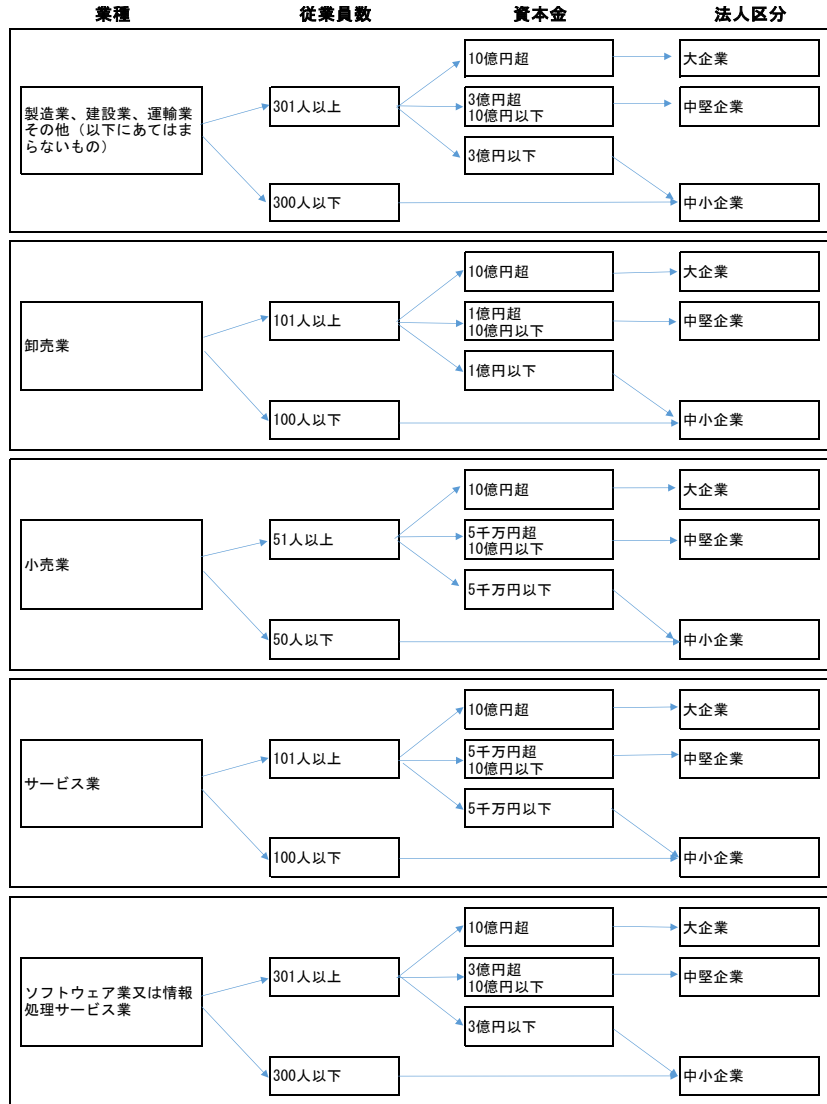
法人区分選択チャート

※応募にあたっての参加資格要件は、募集要項の該当箇所を必ずご確認ください。

会社：
日本法上の株式会社、合名会社、合資会社あるいは合同会社のいずれかである



※大企業が構成員として含まれているグループ内にある中小・中堅企業は、中小企業支援型の対象外となります。



中小企業団体：
中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合、および商工組合が対象となります。

→ 中小企業団体

会社あるいは中小企業団体以外の本邦登記法人：
社団法人や財団法人、NGO/NPO等はここに含まれます。

→ その他の法人

※資本金で●●円超は●●円を含まず、■■円以下は■■円を含むものとします。

(1) 中小企業、中小企業団体

日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条[1]、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項6に基づき）、又は中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合（以下、「中小企業団体」）。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」等）は除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業^{※1}が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業^{※1}が所有している中小企業者
- ③ 大企業^{※1}の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

なお、上記の①～③に記載する大企業^{※1}が中堅企業に該当する場合には、当該中小企業者は以下(2)の中堅企業に該当するものとみなします。

また、大企業^{※1}を構成員に含むグループ^{※2}内にある中小企業者は除きます。ただし、左記における大企業のいずれもが中堅企業に該当する場合は、同グループ内にある中小企業者は、以下(2)の中堅企業に該当するものとみなします。

(2) 中堅企業

日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中堅企業（中堅企業の定義は資本金の額又は出資金の総額が10億円以下の者）。ただし、次の①～③のいずれかに該当する中堅企業者（いわゆる、「みなし大企業」等）は除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業^{※1}が所有している中堅企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業^{※1}が所有している中堅企業者
- ③ 大企業^{※1}の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中堅企業者

なお、上記の①～③に記載する大企業^{※1}が中堅企業に該当する場合には、当該中堅企業者は中堅企業に該当するものとみなします。

また、大企業^{※1}を構成員に含むグループ^{※2}内にある中堅企業者は除きます。ただし、左記における大企業のいずれもが中堅企業に該当する場合は、同グループ内にある中堅企業者は、中堅企業に該当するものとみなします。

^{※1}ここでは、企業のうち、中小企業を除くものをいいます。

^{※2}ここでは、以下の「実効的な支配関係」にある複数の企業から形成されるグループをいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の企業が所有している。
- ・同一企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

(3) 中小企業、中小企業団体、中堅企業以外の法人

本邦登記法人のうち、中小企業、中小企業団体（上記(1)）及び中堅企業（上記(2)）に該当しない者。

上記(1)及び(2)に記載の「みなし大企業」、及び大企業が構成員として含まれているグループ内にある中小・中堅企業は対象となります。

また、本支援事業の中小企業支援型にて、2か国で事業を実施したことにより中小企業支援型への応募資格要件を失った中小企業、中小企業団体、及び中堅企業は、SDGsビジネス支援型の対象となります。